

奨学金の返還が必要な皆さん！返還費用の支援を受けて野洲市で一緒に保育しませんか？

保育士等奨学金返還支援制度のご案内

野洲市では、保育士等の県内保育所等への就労・定着を促進するために、市内の保育園（所）、こども園、幼稚園等で働く保育士等に対して、奨学金返還に係る費用の一部を支援しています。

奨学金の返還が必要な皆さん、この制度を活用して、野洲市で一緒に保育しませんか？

支援の内容

大学、短期大学または専修学校の専門課程の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、卒業後に滋賀県内の保育所等に新たに就労した保育士等で、継続して勤務する方に対して、当該奨学金の返還に要する費用を支援しています。

対象者

次のアからエのすべてに該当する**保育士または保育教諭の皆さんを対象**にしています。

ア 大学、短期大学または専修学校の専門課程を卒業し、当該大学等の
在学中に奨学金の貸与を受けて修学した方

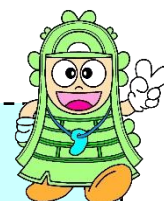
イ 対象施設等で**常勤職員（週 30 時間以上勤務する職員）として勤務
している方**

ウ 過去に対象施設等での勤務実績がなく、**新たに勤務した方**

エ 奨学金の返還に要する費用の補助を受けようとする年度において
1 年間継続して対象施設等に勤務する方

対象施設等

滋賀県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
居宅訪問型保育事業所、預かり保育を実施する幼稚園等



補助の内容

対象者が受けることができる補助の内容は次のとおりです。

1 年度あたり最大 12 万円 × 最長 3 年間 = 最大 36 万円

（対象者本人の返還額の半額を補助）

野洲市

留意事項

支援を受けようとする場合は、次の点に留意してください。

- ◆対象期間は、対象者が新たに保育所等に勤務した年度の4月1日（年度の途中から勤務した方については、勤務開始年度の翌年度の4月1日）から最長3年間です。
- ◆対象奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構、一般財団法人あしなが育英会、公益財団法人交通遺児育英会です。その他につきましては、下記窓口までお問い合わせください。
- ◆対象奨学金は、対象者本人の名義で貸与を受けたものに限られます。
- ◆法人内の人事異動による配置換えなど、本人の意志とは別に県内の対象施設等で勤務する場合は、本事業の対象にはできません。

支援の窓口（お問い合わせ先）

野洲市役所 健康福祉部 こども課
電話：077-587-6052 E-mail：kodomo@city.yasu.lg.jp

